

## 南砺市農業委員会第13回総会会議録

- 1.招集日時 令和 3年 7月 1日
- 2.開会時刻 令和 3年 8月 4日 午後1時58分
- 3.閉会時刻 令和 3年 8月 4日 午後3時05分
- 4.場 所 福光庁舎 別館3階 大ホール
- 5.委員定数 20名
- 6.出席委員 19名

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	神村 善一	出	11	辻 清市郎	出
2	高桑 京子	出	12	長谷川正昭	出
3	幅田 直行	出	13	山本 弘	出
4	當田 衛	出	14	岡村 俊一	出
5	林 正一	出	15	金田 雄介	出
6	林川 昭三	出	16	山田 良誠	欠
7	前川 茂	出	17	城寶 淳子	出
8	上田 憲仁	出	18	織田 直信	出
9	佐波 浩	出	19	中村 三郎	出
10	三井 栄	出	20	前川 十一	出

### 7.議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第54号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第55号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第56号 農地法第5条の許可に対する事業計画変更申請について

議案第57号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第 58 号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第 59 号 空き家に付随した農地の指定について

議案第 60 号 空き家に付随する農地の指定解除について

### 第 3 協議事項

協議第 10 号 農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外について

### 第 4 報告事項

報告第 30 号 農業振興地域整備計画の軽微な変更について

報告第 31 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について

## 8.事務局職員

事務局長 前山 浩、係長 田原 雅之、副主幹 小幡 抄由里

## 9.会議の概要

事務局長 定刻前ですが、事前に連絡のありました方以外お揃いですので始めたいと思います。今年は梅雨明けも早く非常に暑い夏になっています。稲の生育は順調ではございますが今後の水管理を徹底され品質管理をしっかりしていただきたいと思っています。コメの需要は伸び悩んでおり、令和 3 年 6 月末の民間在庫量が 219 万トン、昨年より 19 万トン増加となっています。来年の生産数量目標は少し減少されるのではないかと考えています。天候が良ければ生産量も増えるということで来年の目標が気になるところです。

それでは総会の成立についてご報告させていただきます。本日の出席人数は、委員総数 20 名中 19 名出席であります。

農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に規定する定数に達しており、総会が成立することをここにお知らせします。

会議に先立ちまして、前川会長より挨拶方お願いします。

会長 大変暑い中、そして新型コロナウイルスの感染が増えて富山県も明日から第 2 ステージという大変な時期にご出席賜りまして誠にありがとうございます。

事務局長より説明がありましたが、水稻も順調に育っているようです。お盆を過ぎたらまた一段と忙しくなりますが体に気をつけて農作業に携わっていただければと思います。

議長 会に先立ちまして、議事録署名委員をご指名させていただきます。

本日の署名委員は 7 番委員、8 番委員の 2 名の方よろしくお願いたします。それでは議事に入ります。

議長 議案第 54 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第 54 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回 7 件の申請がありました。

面積は 田 5,158 m<sup>2</sup> 畑 1,232.16 m<sup>2</sup> 計 6,390.16 m<sup>2</sup>です。受付番号 1 番と 2 番です。

3/3 の総会で報告済の農地中間管理機構を通して地域の担い手である譲受人〇〇〇〇さんに農地を売買する案件です。

受付番号 3 番です。

譲渡人〇〇〇〇〇さんは、県外にいて耕作できないため地元にいるおじに農地を譲り渡すものです。

受付番号 4 番です。

譲渡人〇〇〇〇〇さんは、県外にいて耕作できないため地元にいるいところに農地を譲り渡すものです。

受付番号 5 番です。

令和 2 年 2 月 5 日の総会で審議いただきましたレストラン用地に隣接する農園部分の残りです。このたび譲渡人〇〇〇〇(株)との手続きが整いましたので申請されたものです。

受付番号 6 番です。

譲渡人〇〇〇〇〇さんは、高齢のため労力不足ということで地元にご実家のある譲受人に贈与するものです。譲受人は市外在住ではありますが、週末には実家で畑を耕作したり住宅周りを整理したりしておられます。

受付番号 7 番です。

事務局 譲渡人は 6 番と同じ〇〇〇さんで、同じく労力不足のため  
地元にお住まいの譲受人〇〇〇さんに売買するものです。

事務局 いずれの案件につきましても、農地法第 3 条第 2 項各号に  
該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありまし  
たらお願いいたします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。  
議案第 54 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対し意  
見決定について賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといた  
します。続きまして、次の議題へ進みます。

議長 議案第 55 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に  
ついて、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第 55 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 今回 5 件の申請がありました。面積は田 103 m<sup>2</sup>、畑 227 m<sup>2</sup>  
計 330 m<sup>2</sup>です。

宅地拡張	3 件	田	3 筆	103 m <sup>2</sup>
車庫敷地	2 件	田	2 筆	227 m <sup>2</sup>
計	5 件		5 筆	330 m <sup>2</sup>

事務局 受付番号 1 番です。  
申請人〇〇〇〇さんは車庫の建て替えのために調査したと  
ころ、平成 9 年に建てた土蔵が申請地の田 36 m<sup>2</sup>にはみ出して  
いることがわかり宅地拡張として是正申請するものです。  
農地区分は 1 種農地と判断され、転用許可基準は既存地拡  
張に該当するものと考えられます。

事務局

受付番号 2 番です。

申請人〇〇〇〇さんは住宅を建て替えるにあたり調査したところ、車庫が建っているところが農地であることがわかり是正申請するものです。換地処分により宅地から畑になっていたが認識不足により昭和 53 年に許可を得ず申請地の畑 127 m<sup>2</sup>に車庫を建ててしまったということです。

農地区分は 1 種農地と判断され、転用許可基準は既存地拡張に該当するものと考えられます。

受付番号 3 番です。

申請地は実家に住んでいた母と弟が亡くなって相続したもので、相続の際に調査したところ農機具格納庫が申請地の田 35 m<sup>2</sup>にはみ出して建っていることがわかったため今回是正申請するものです。

農地区分は 1 種農地と判断され、転用許可基準は既存地拡張に該当するものと考えられます。

受付番号 4 番です。

申請人〇〇〇〇さんの長男夫婦と孫は現在〇〇地域に住んでいるが実家に帰ってくることになり、車庫の敷地が不足するため、2 台分の車庫敷地として申請地の畑 100 m<sup>2</sup>を転用するものです。

農地区分は低生産性小集団農地で 2 種農地と判断され、転用許可基準は代替可能性勘案の必要なしに該当すると考えられます。

受付番号 5 番です。

申請人〇〇〇〇さんの親が死亡し空き家となったため売却しようとして調査したところ、昭和 61 年に田の中を道路が通り宅地側の残地である申請地の田 32 m<sup>2</sup>を進入路として利用していたことがわかったため是正申請するものです。

農地区分は低生産性小集団農地で 2 種農地と判断され、転用許可基準は代替可能性の勘案の必要なしと考えられます。

議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので採決をとります。

議案第 55 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に

議長 ついて賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議長 議案第 56 号 農地法第 5 条の許可に対する事業計画変更申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第 56 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 転用計画者の承継及び目的変更 1 件 田 1 筆 495 m<sup>2</sup>

申請地の田 495 m<sup>2</sup>につきましては、当時 19 歳だった今回の譲渡人〇〇〇〇さんの将来の結婚後の住宅用地として許可を受けて土盛・整地したのですが、当面結婚の予定がなかったので隣接する所有地とともに不足していた実家の塗装工事業の資材置場として利用していたものです。家業はその後、個人事業から法人となり、拠点を〇〇に置き事務所を構え、当初転用目的であった住宅は事務所の隣に建てたため、会社の資材置場として新たに計画変更の申請をするものです。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。

議案第 56 号 農地法第 5 条の許可に対する事業計画変更申請について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議長 議案第 57 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に

議長

ついて、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第 57 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回 2 件の申請がありました。面積は田のみ 723 m<sup>2</sup>です。

資材置場	1 件	田	1 筆	495 m <sup>2</sup>
通路・雪捨場敷地	1 件	田	1 筆	228 m <sup>2</sup>
計	2 件		2 筆	723 m <sup>2</sup>

事務局

受付番号 1 番です。

事業計画変更申請のあった案件です。

農地区分は 1 種農地と判断され、転用許可基準は集落接続に該当するものと考えられます。

受付番号 2 番です。

譲受人株〇〇〇〇〇〇〇〇〇は障害競技用のオートバイの販売・修理を行っている会社で、店舗・作業場・事務所として利用している建物の点検・保守・管理するための通路及び冬期の雪捨場として申請地の田 228 m<sup>2</sup>を転用するものです。

農地区分は 1 種農地と判断され、転用許可基準は集落接続に該当するものと考えられます。

議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので採決をとります。

議案第 57 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものいたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議長

議案第 58 号 農用地利用集積計画 (案) の決定について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第 58 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

利用権設定に関する案件で 7 月中に届出があり、市長部局から諮問があった分を掲載してございます。今回、43 件・82 筆の申請がありました。面積は、田 73,176 m<sup>2</sup> 畑 17,897 m<sup>2</sup> 計 91,073 m<sup>2</sup>です。

受付番号 3 番につきましては、地目畑となっておりますが、現況は田であり、個人で作付けしていましたが離農するということで地元の（農）〇〇〇〇〇〇に預けることになったものです。

受付番号 4 番はもともと（農）〇〇〇〇〇〇で耕作していたのですが、このたび農地が所在する地元の（農）〇〇〇〇〇〇に預け直すものです。

受付番号 10 番は過去に〇〇〇〇〇〇に預けていたことがあったのですが、しばらく地元の方が耕作していました。今回また〇〇〇〇〇〇に預けることになったものです。

受付番号 33～41 番につきましては、借り手は〇〇〇〇〇〇の農業専門の会社として平成 29 年に設立したもので原料となる米や野菜を作っています。今回の申請地につきましては、これまでも地権者と賃貸借契約をかわして利用していたのですが、正式に利用権設定するものです。

受付番号 42～43 番につきましては中間管理機構を通して配分予定のものです。

前回より流動化率は微増の 55.60%です。

議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

（異議なし）

議長

ご異議がないようですので採決をとります。  
議案第 58 号 農用地利用集積計画（案）の決定について賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長

全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。



議長 議案第 59 号 空き家に付随した農地の指定申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 =議案第 59 号について議案書をもとに朗読・説明=  
申請件数は 1 件です。〇〇地域内で、地目は田 1 筆 596 m<sup>2</sup>になります。  
所有者は市外の方で母が施設入所中ということで、現在空き家になっている物件です。空き家バンクには 6 月に登録されています。担当委員さんと現地確認に行ってきました。

議長 担当の〇〇委員からご意見をいただきます。

〇〇委員 面積的にちょっと広いのですが、現地確認をした後にまた草刈りがしてありました。〇〇に兄弟が住んでいて宅地も農地も非常にきれいに管理されています。申請地は耕作していたあとがあり、尻水戸が二つ、川側に一つあり取水・排水は大丈夫だと思います。家もきれいにしてあってすぐに入っても修理しなくてもよい状態です。

議長 ありがとうございます。以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。  
議案第 59 号 空き家に付随した農地の指定申請について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議長 議案第 60 号 空き家に付随する農地の指定解除について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

=議案第 60 号について議案書をもとに朗読・説明=

事務局 申請件数は2件です。〇〇地域内で、地目は田1筆86㎡ 畑1筆153㎡ 計239㎡になります。

2件とも先月の総会で3条許可をいただいたものです。所有権移転登記が完了したため、今回申出書が提出されたものです。今回の指定解除により、空き家に付随する農地として農業委員会で行う手続きは完了となります。これにより下限面積は0.1aから従来の面積要件50aに戻ります。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。

議案第60号 空き家に付随する農地の指定解除について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。

議長 続きまして協議事項へ進みます。

議長 協議第10号 農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝協議第10号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 除外の受付番号1番です。

願出者は市外在住の〇〇〇さんで、願出地 田1筆103㎡を住宅敷地拡張するものです。

現在住宅は願出者の父親が平成28年に亡くなられて空き家状態です。処分するため調査したところ、宅道が西側に広がっていたということです。作業場・物置を建て替えた際に道路から車の出入りができるように北側に出入口を設けたため、車の転回等狭いということから無断で広げたものです。

今回分筆して転用の是正申請をされる予定です。

事務局

隣接する田を確認しましたら草が生い茂っていましたが、水口・水戸尻があって稲作をしようと思えばできますが、畑として利用する方がいいと思われます。農地付き空き家として申請される予定です。

除外の受付番号 2 番です。

願出者は〇〇〇〇さんで願出地 田 1 筆 197 m<sup>2</sup>を住宅進入路として申請するものです。譲受人〇〇〇〇〇さんは願出者のお孫さんで、分家住宅を既存地の蔵を壊して建てる計画ですが、願出地は昭和 62 年に農機具格納庫として用途変更されたところですが、実際はこの場所に建てずに住宅敷地内に建ててしまわれ、願出地は進入路が狭いということで一部コンクリート舗装してしまったということです。今回分家住宅を建てるにあたって進入路として除外からやり直すものです。

除外の受付番号 3 番です。

願出者は〇〇〇〇さんで、願出地 田 1 筆 275 m<sup>2</sup>を住宅敷地の拡張として申請するものです。昭和 48 年に住宅を建てたいと 4 条許可を受けています。当時ぎりぎりの計画で駐車スペースや農作業をするスペースもなかったため、自己所有地の隣接農地を無断で拡張したということです。〇〇の地域は土地改良事業を予定しており今回の申請に至ったものです。

農地との境界は石垣等で区切っており崩れてくることはないと思われます。

除外の受付番号 4 番です。

願出者は〇〇〇〇さんで、願出地 畑 1 筆 47 m<sup>2</sup>を分家住宅敷地として申請するものです。譲受人である〇〇〇〇さんは仕事の都合で県外に住んでいますが、子供がまだ小さいため親の協力が必要になるということで、できるなら実家の近くで分家住宅を建てたいと考えていました。実家の敷地内にある納屋はあまり使っていない、老朽化も激しいことから取り壊して願出地とあわせて分家住宅の申請をされたものです。

議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので採決をとります。

協議第 10 号 農業振興地域整備計画の農用地区域からの除

議長 外について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものいたします。

議長 続きまして報告事項へ進みます。

議長 報告第 30 号 農業振興地域整備計画の軽微な変更について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝報告第 30 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 今回は 2 件の申請がありました。  
受付番号 1 番です。

願出者は〇〇〇〇さんで、願出地 田 4 筆 392 m<sup>2</sup>で農機具格納庫や農作業場として無断で転用したものです。農機具格納庫には、願出者が柿農家であるため冷蔵庫や資材あるいは柿の昇降機等が入っていたり、稲作用の田植え機・トラクター・コンバインが入っていたりします。

農作業場は既存の建物スペースが狭くなり増築したということです。それぞれ 200 m<sup>2</sup>未満の農業用施設ということで軽微な変更として処理させていただくものです。

受付番号 2 番です。

願出者は〇〇〇〇さんで、願出地 田 1 筆 198 m<sup>2</sup>で農機具格納庫として無断で転用したものです。

昭和 63 年に用途変更願いを提出していましたが実際分筆せずに建ててしまったものです。今回改めて分筆して地目変更したいということで提出されたものです。

いずれも 2a 未満の農地における農業用施設ということで、令和 3 年 7 月 15 日に公告済であることをご報告いたします。

これらは 4 条許可不要となる案件です。現況証明をもちまして地目変更される予定です。

議長 これら報告事項について、何かご質問、ご意見などございますか。

(特になし)

議長 報告第 31 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について、事務局より説明を求めます。

＝報告第 31 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 今回は 5 件の届出がありました。  
面積は田のみ 6 筆 7,853 m<sup>2</sup>です。  
受付番号 1 番は、利用集積計画の 4 番の案件に関するもので、土地の所在する営農組合に預け直すために解約するものです。

受付番号 2 番は、農地の公売に参加するために適格者証明をした案件に関するもので、3 条申請にあたり解約するものです。

受付番号 3 番と 4 番は、県に一部収用されて分筆されたことにより地番に変更が生じたため、一度全部解約して分筆後の地番で設定し直すために解約されたものです。新地番での設定は利用集積計画の 43 番です。

受付番号 5 番も、県に一部収用された案件ですが、地番に変更が生じなかったということで収用された地番のみを解約したものです。

議長 この報告事項について、ご質問、ご意見などございますか。

(特になし)

議長 その他について事務局からお願いいたします。

農政課 人・農地プランの実質化について……農政係長説明

事務局 (法務局から)  
・預けて安心！自筆証書遺言書保管制度  
・未来につなぐ 相続登記  
(お知らせ)  
・農業委員報酬等の支払いについて

議長 ほかに何かございましたら、ご意見等伺いいたします。

議長

特にないようですので、本日の議案・協議・報告事項はすべて終わります。

議長

次回の総会は令和3年9月2日（木）午後2時から、場所は福光庁舎別館3階 大ホールとなります。

以上で、南砺市農業委員会第13回総会を閉会いたします。

（閉会時刻 午後3時05分）

議事録が正確であることを証します。

令和 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

会 長